

道路運送法第 9 条第 4 項に定める協議について

- 山形県地域公共交通計画において、地域全体として維持すべき路線として位置付けるものについては、運賃も含めたサービス内容を、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとしています（「協議運賃」の設定）。
 - 今般、すでに協議運賃となっている下記系統を運行する事業者から運賃に係る改定の申し出があり、その変更にあたっては道路運送法第 9 条第 4 項に基づき、本協議会において協議が必要になるもの。
- ※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者に協議済証明書を交付します。

1 対象路線及び主な改定内容

番号	系統	事業者	主な改定内容
1	上山仙台線	山交バス株式会社	上山仙台間の片道運賃（大人）を 1,400円に改定（現行から100円引 上げ） 平均賃率を15.96から17.39に改定
2		宮城交通株式会社	上山仙台間の片道運賃（大人）を 1,400円に改定（現行から100円引 上げ） 平均賃率を15.96から17.39に改定

※ 平均賃率とは、三角運賃表に記載される運賃の総和を同表に記載される走キロ程の総和で割り返したもの

2 適用する期間

令和 7 年 4 月 1 日から

3 協議理由

上山仙台線について、新型コロナウイルス感染症の影響による乗車人数の減少に加え、人件費上昇、燃料費等の物価高騰や安全確保のための設備投資などにより輸送コストが上昇する中において、安定した運行を継続するため、運賃及び平均賃率を改定するもの。